

平成 3 0 年 3 月 2 0 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 殿

提出者 坂 内 鉄 次

賛成者 上 野 利 一 郎

〃 矢 吹 哲 哉

〃 後 藤 誠 司

〃 菊 地 と も 子

〃 渡 部 勇 一

〃 渡 部 孝 雄

議会案第 5 号 福島県の最低賃金の引上げと早期発効を求める  
意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

## 福島県の最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県の最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引上げについては、２０１３年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」において、引上げの意向が示されるとともに、２０１６年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率３％程度を目途とした引上げにより全国加重平均１，０００円を目指す」との目標が掲げられている。

最低賃金の引上げは、全労働者の４割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を図り、持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引上げが必要不可欠である。また、２０１９年１０月に予定されている消費税率の引上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引上げ分を考慮した最低賃金額の引上げが必要となる。

この引上げによる一定水準の賃金の確保は、福島県の復興を促進する県内の労働力を確保するとともに、若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかける上で非常に重要である。

現在の福島県の最低賃金は、時間額で７４８円となっており、政府が目指す全国加重平均１，０００円には程遠い金額であり、その水準は２００６年１０月発効分から長期にわたり全国で３１位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の賃金の引上げが必要であることから、極めて重要な課題となっている。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関並びに福島労働局長に対し、下記事項について強く要望する。

### 記

- １ 福島県の最低賃金については、政府が掲げる「年率３％程度を目途に引上げ、全国平均で１，０００円を目指す」との方針に沿って相応の引上げを行うこと。

- 2 福島県の復興を促進し、労働人口の県外流失に歯止めをかけるため、賃金の上積みの改正を図ること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県の最低賃金の改定諮問の時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

喜多方市議会議長 佐藤 一 栄

【意見書提出先】

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 衆議院議長  | 大森 理森 | 殿 |
| 参議院議長  | 伊達 忠一 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍 晋三 | 殿 |
| 厚生労働大臣 | 加藤 勝信 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 義偉  | 殿 |
| 福島労働局長 | 島浦 幸夫 | 殿 |